

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第6号

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例

(四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正)

第1条 四日市市障害者自立支援施設条例(平成2年四日市市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第11条 第9条の規定により許可を受け、障害者自立支援施設に入所する者(以下「入所者」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第1項第1号に該当する者が利用する生活介護又は就労継続支援に関する事業 法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 第8条第1項第2号に該当する者が利用する生活介護又は就労継続支援に関する事業 <u>主務省庁</u>の通知に定めるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 第9条の規定により許可を受け、障害者自立支援施設に入所する者(以下「入所者」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第1項第1号に該当する者が利用する生活介護又は就労継続支援に関する事業 法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 第8条第1項第2号に該当する者が利用する生活介護又は就労継続支援に関する事業 <u>厚生労働省</u>の通知に定めるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準により算定した額</p> <p>(3) (略)</p>

(四日市市障害者福祉センター条例の一部改正)

第2条 四日市市障害者福祉センター条例(平成2年四日市市条例第13号)の一部

を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第9号に規定する創作的活動、社会との交流の促進その他の<u>主務省令</u>で定める便宜を供与する事業(以下「障害者デイサービス事業」という。)</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第9号に規定する創作的活動、社会との交流の促進その他の<u>厚生労働省令</u>で定める便宜を供与する事業(以下「障害者デイサービス事業」という。)</p> <p>(2)から(5)まで (略)</p>

(四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年四日市市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子ど</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学</p>

もに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園

前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園

又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協

又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる

力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前各項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額

限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前各項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額

未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は保護者扶養子どもが同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（ア）に該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は保護者扶養子どもが同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（ア）に該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は保護者扶養子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当

育・保育給付認定子ども 負担額  
算定基準子ども又は保護者扶養  
子ども（そのうち最年長者及び2  
番目の年長者である者を除く。）  
である者

ウ（略）

(4)及び(5)（略）

5及び6（略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の  
各号に掲げる施設の区分に応じて、それ  
ぞれ当該各号に定めるものに基づき、小  
学校就学前子どもの心身の状況等に  
応じて、特定教育・保育の提供を適切に行  
わなければならない。

(1)及び(2)（略）

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育  
法(昭和22年法律第26号) 第25  
条第1項の規定に基づき文部科学大  
臣が定める幼稚園の教育課程その他  
の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び  
運営に関する基準(昭和23年厚生省  
令第63号)第35条の規定に基づき  
保育所における保育の内容について  
定める指針

2（略）

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に  
掲げる施設の運営についての重要事項

する教育・保育給付認定子ども  
負担額算定基準子ども又は保護  
者扶養子ども（そのうち最年長者  
及び2番目の年長者である者を  
除く。）である者

ウ（略）

(4)及び(5)（略）

5及び6（略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の  
各号に掲げる施設の区分に応じて、それ  
ぞれ当該各号に定めるものに基づき、小  
学校就学前子どもの心身の状況等に  
応じて、特定教育・保育の提供を適切に行  
わなければならない。

(1)及び(2)（略）

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育  
法(昭和22年法律第26号) 第25  
条の規定に基づき文部科学大臣が定  
める幼稚園の教育課程その他の教育  
内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び  
運営に関する基準(昭和23年厚生省  
令第63号)第35条の規定に基づき  
保育所における保育の内容について  
厚生労働大臣が定める指針

2（略）

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に  
掲げる施設の運営についての重要事項

に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで（略）

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

(5)から(11)まで（略）

## 第26条 削除

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで（略）

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

(5)から(11)まで（略）

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければな



2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小

らない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子

該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるの

どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給

は「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子ども

付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子

とする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所にお

どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3及び4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所にお

ける保育の内容について定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供

ける保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供

する場合には、特定地域型保育には特別  
利用地域型保育を、地域型保育給付費に  
は特例地域型保育給付費（法第30条第  
1項の特例地域型保育給付費をいう。次  
条第3項において同じ。）を、それぞれ  
含むものとして、この節（第40条第2  
項を除き、前条において準用する第8条  
から第14条まで（第10条及び第13  
条を除く。）、第17条から第19条ま  
で及び第23条から第33条までを含  
む。次条第3項において同じ。）の規定  
を適用する。この場合において、第39  
条第2項中「利用の申込みに係る法第1  
9条第3号に掲げる小学校就学前子ど  
も」とあるのは「利用の申込みに係る法  
第19条第1号に掲げる小学校就学前  
子ども」と、「満3歳未満保育認定子ど  
も（特定満3歳以上保育認定子どもを除  
く。以下この節において同じ。）」とあ  
るのは「同条第1号又は第3号に掲げる  
小学校就学前子どもに該当する教育・保  
育給付認定子ども（第52条第1項の規  
定により特定利用地域型保育を提供す  
る場合にあっては、当該特定利用地域型  
保育の対象となる同条第2号に掲げる  
小学校就学前子どもに該当する教育・保  
育給付認定子どもを含む。）」と、「法  
第20条第4項の規定による認定に基  
づき、保育の必要の程度及び家族等の状  
況を勘案し、保育を受ける必要性が高い  
と認められる満3歳未満保育認定子ど  
もが優先的に利用できるよう、」とある

する場合には、特定地域型保育には特別  
利用地域型保育を、地域型保育給付費に  
は特例地域型保育給付費（法第30条第  
1項の特例地域型保育給付費をいう。次  
条第3項において同じ。）を、それぞれ  
含むものとして、この節（第40条第2  
項を除き、前条において準用する第8条  
から第14条まで（第10条及び第13  
条を除く。）、第17条から第19条ま  
で及び第23条から第33条までを含  
む。次条第3項において同じ。）の規定  
を適用する。この場合において、第39  
条第2項中「利用の申込みに係る法第1  
9条第1項第3号に掲げる小学校就学  
前子ども」とあるのは「利用の申込みに  
係る法第19条第1項第1号に掲げる  
小学校就学前子ども」と、「満3歳未満  
保育認定子ども（特定満3歳以上保育認  
定子どもを除く。以下この節において同  
じ。）」とあるのは「同項第1号又は第  
3号に掲げる小学校就学前子どもに該  
当する教育・保育給付認定子ども（第5  
2条第1項の規定により特定利用地域  
型保育を提供する場合にあっては、当該  
特定利用地域型保育の対象となる同項  
第2号に掲げる小学校就学前子どもに  
該当する教育・保育給付認定子どもを含  
む。）」と、「法第20条第4項の規定  
による認定に基づき、保育の必要の程度  
及び家族等の状況を勘案し、保育を受け  
る必要性が高いと認められる満3歳未  
満保育認定子どもが優先的に利用でき

のは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

るよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。



2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第2

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第

<p>9条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（法令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（法令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
---	--

（四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正）

第4条 四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成29年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第3条関係）	
1 法第19条第1号に該当するもの 0円	
2 法第19条第2号又は第3号に該当するもの (略)	
3 多子世帯の利用者負担額（単位：円）	
区分	利用者負担額
特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一にする兄弟であって、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障	別表の1及び2の表の利用者負担額の欄の各階層区分の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、第2階層は、利用者負担額を0とする。

<p>害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所し、又は児童発達支援を利用しているもの（当該入所児童が<u>法第19条第1号</u>の認定を受けたものであるときは、小学校（義務教育学校の前期課程含む。）の第1学年から第3学年までに在学するものを含む。）が1人いる場合</p>	
<p>利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が、<u>法第19条第1号</u>の認定を受けた児童については77,101円未満又は<u>法第19条第2号</u>若しくは第3号の認定を受けた児童については57,700円未満である場合において、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一にする兄姉又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生したものが1人いる場合</p> <p>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	<p>別表の1及び2の表の利用者負担額の欄の各階層区分の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、第2階層は、利用者負担額を0とする。</p>
<p>(略)</p>	
<p>利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が、<u>法第19条第1号</u>の認定を受けた児童については77,101円未満又は<u>法第19条第2号</u>若しくは第3号の認定を受けた児童については57,700円未満である場合において、</p>	<p>0</p>

特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一にする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生したものが2人以上いる場合

ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者

イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）

(略)

備考

(略)

改正前

別表（第3条関係）

- 1 法第19条第1項第1号に該当するもの 0円
- 2 法第19条第1項第2号又は第3号に該当するもの  
(略)
- 3 多子世帯の利用者負担額（単位：円）

区分	利用者負担額
特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一にする兄弟であって、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「保育所等」という。）に入所し、又は児童発達支援を利用しているもの（当該入所児童	別表の1及び2の表の利用者負担額の欄の各階層区分の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、第2階層は、利用者負担額を0とする。

<p>が法第19条第1項第1号の認定を受けたものであるときは、小学校（義務教育学校の前期課程含む。）の第1学年から第3学年までに在学するものを含む。）が1人いる場合</p>	
<p>利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が、法第19条第1項第1号の認定を受けた児童については77,101円未満又は法第19条第1項第2号若しくは第3号の認定を受けた児童については57,700円未満である場合において、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計を一にする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生したものが1人いる場合</p> <p>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	<p>別表の1及び2の表の利用者負担額の欄の各階層区分の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、第2階層は、利用者負担額を0とする。</p>
(略)	
<p>利用者負担額算定の基準となる市町村民税所得割課税額が、法第19条第1項第1号の認定を受けた児童については77,101円未満又は法第19条第1項第2号若しくは第3号の認定を受けた児童については57,700円未満である場合において、特定教育・保育若しくは特定地域型保育事業所の入所児童と生計</p>	0

<p>を一にする兄弟又は次の各号に該当する者で当該入所児童より早く出生したものが2人以上いる場合</p> <p>ア 当該入所児童の保護者に監護されていた者</p> <p>イ 当該入所児童の保護者又はその配偶者の直系卑属（当該入所児童の保護者に監護される者及び監護されていた者を除く。）</p>	
(略)	
備考	
(略)	

(四日市市立こども園条例の一部改正)

第5条 四日市市立こども園条例（平成28年四日市市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入園資格)</p> <p>第4条 こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項に規定する認定において、同法第19条各号の事由による支給認定を受けた者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(入園資格)</p> <p>第4条 こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項に規定する認定において、同法第19条第1項各号の事由による支給認定を受けた者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>

(四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 四日市市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料又は手数料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料又は手数料の額は、第3条第1号から第4号までの事業については、法第21条の5の3第2項の規定に基づき<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した額とする。</p>	<p>(使用料又は手数料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定める使用料又は手数料の額は、第3条第1号から第4号までの事業については、法第21条の5の3第2項の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課・こども未来部保育幼稚園課)